

情報公開法の現状と課題（１）

～「事案処理の長期化」の改善に向けて～

行政監視委員会調査室 はたけ もとあき
島 基晃

１．情報公開法の制定及び改正の経緯

行政機関情報公開法¹が制定されてから、本年で10年目を迎える。同法は、政府提出の法律案をそのベースとしているが、国会審議の過程においては、当時の野党側から二つの対案（4会派案²と共産党案³）が提出されて政府案と一括して審議され、さらに、結果的には、衆参各院において政府案の修正が行われて、政府案提出から1年余を経てようやく成立するといった、難産の末に成立した法律であった⁴。

知る権利、不開示情報、手数料、裁判管轄、特殊法人などをめぐり、与野党間で主張の隔たりがあったが、我が国で初めてスタートする制度であり、国民の期待も強いので、ともかく早く制度をスタートさせ、動き出してから、徐々に改善していくとの考え方⁵から、野党が一部修正を行うことを条件に成立をみたものであった。そのため、衆議院での修正で、附則第2項として、「施行から4年後の見直し検討」条項が盛り込まれ、また、参議院での修正で、その見直し対象には情報公開訴訟の裁判管轄を必ず加えることが盛り込まれたのであった。

また、野党側の修正要求のうち、修正に盛り込まれなかった幾つかの点は法案の採決に際して付された衆参の各委員会の附帯決議に盛り込まれた。このうち、衆議院内閣委員会の附帯決議では、特に「知る権利の法律への明記等審議の過程において論議された事項については、引き続き検討を行うこと」とされ、今後の検討課題が具体的に提示された。さらに、参議院総務委員会の附帯決議では、これに加えて「行政文書管理法の制定」が具体的な検討項目として明記された。

このようにして成立した行政機関情報公開法は、2年後の平成13年から施行された。また、その後、新たに制度が創設された独立行政法人などを対象とする独立行政法人等情報公開法⁶が制定され、平成14年から施行された。これにより、我が国の情報公開制度は一応の完成を見た。なお、同法にも、行政機関情報公開法の見直し検討状況を踏まえて見直しの検討を行う旨の附則第2条が盛り込まれた。

その後、平成17年には、行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法⁷の制定に伴って、両情報公開法から不服審査に関する部分の大半を分離独立させて制定された情報公開・個人情報保護審査会設置法が施行され、両個人情報保護法に基づく不服審査も併せて対象とされた。さらに、同年には、行政事件訴訟法も改正され、それまで情報公開訴訟にのみ認められてきた特定管轄裁判所の制度が、行政事件訴訟全般に拡大されることとなった。これに伴って、両情報公開法についても法整備が行われた。

2. 情報公開法の施行状況

以上のような経緯で誕生した両情報公開法であったが、施行後、今日までの間に着実に実績を積み重ねてきている。

例えば、これをデータで見ると、法施行以来行われた開示請求の件数の合計は、行政機関情報公開法によるものが458,686件(平成13年度～19年度)⁸、独法等情報公開法のそれが31,479件(平成14年10月～19年度)で、合わせて、49万件にも達しており、また、これを年平均で見ると、行政機関情報公開法によるものが約65,500件、独法等情報公開法のそれが約5,400件(平成14年度を除く)にもなっている。少なくとも、行政機関情報公開法については、非常によく利用されていると言えるだろう。

また、これらの開示請求のうち、平成19年度までに開示・不開示の決定が行われたものに占める全部開示決定の件数の割合は、行政機関情報公開法で64%、独法等情報公開法で35%となっており、さらに、一部開示決定の件数の割合は、行政機関情報公開法で30%、独法等情報公開法で55%となっている。独法等情報公開法の全部開示の比率が低いのが目に付くものの、いずれにせよ、行政文書・法人文書⁹のいずれも9割以上のものが、何らかの形で開示されていると言える。

さらに、不開示や一部開示等の決定を不服として行われた不服申立ての件数は、法施行以来、行政機関情報公開法関係で7,359件(平成13年度～19年度)、独法等情報公開法関係で728件(平成14年10月～19年度)となっている。これらのうち、平成19年度までに行われた裁決・決定に占める不服申立ての認容裁決等の件数の割合は、行政機関情報公開法で6%、独法等情報公開法で17%、一部認容裁決等の件数の割合は、行政機関情報公開法で21%、独法等情報公開法で27%となっており、結果的に、不服申立てに理由があるとして取消し又は変更を認めたものが約3～4割を占めているのである。

また、不開示や一部開示等の決定を始め、両情報公開法に基づく処分等の取消等を求める訴訟(情報公開訴訟等)については、平成19年度までに166件が地方裁判所に提起され(うち独法等情報公開法関係のものが13件)、このうち地裁(第一審)の判決が出されているものが126件(同13件)、高裁(控訴審)判決は56件(同11件)、最高裁(上告審)判決も22件(同4件)出ている。そして、これらの判決の中には、原処分を取り消して一部開示や全部開示を命じる判決もあり、また、訴訟継続中に、原処分庁が不開示の原処分を撤回したり、あるいは、取り消して一部開示決定を行うなどのケースもある。なお、訴訟については、不開示や一部開示等の決定の取消訴訟のほか、手数料の額や減免、開示決定等の期限延長等々、情報公開法をめぐる様々な問題に関して提起されている。

以上のデータから分かるように、両情報公開法は、よく利用されており、また、一部開示決定を含めて何らかの形で開示が行われる割合も高い(約9割)。さらに、不開示決定等であっても不服申立てや訴訟で覆されるケースも相当数生じている。また、開示された文書のうちには、各省庁間の協議文書や審議会の提出資料、会計書類など従来ほとんど公開されることがなかったものも含まれている¹⁰。このように数多くの、かつ、多種多様な文書が開示されることにより、両情報公開法は、国の行政機関等の透明性と説明責任の向上

や職員の意識変革に大きな役割を果たしてきたと言える。なお、国レベルでの情報公開法制定により、一部の先進的な自治体を除いて極めて低水準であった市町村レベルでの情報公開条例¹¹の制定も急速に進み、現在では、ほぼすべての市町村で制定済みとなり、また、市町村レベルでの情報公開の促進にも大きな役割を果たしている。

このように、全体的に見れば、両情報公開法の施行後の状況は順調と言える。しかし、より詳細に見れば、後述するように、幾つかの問題が新たに発生し、また、今後解決すべき課題を多く抱えていると言える。以下、これらについて見ていくことにする。

3. 情報公開法施行4年後の見直し状況

(1) 有識者による検討会の報告

まず、平成17年に行政機関情報公開法の施行後4年間の経過するのを前にして、政府により、両情報公開法の運用状況を踏まえた見直しの検討作業が行われた。これは、前述のように、制定時の附則に基づいて行われたものである。この見直し検討作業は、具体的には、総務省が平成16年4月に設置した有識者により構成される「情報公開法の制度運営に関する検討会」(座長：小早川光郎東京大学教授)により行われた。同検討会は、情報公開法の制度・運用全般にわたり見直しを行い、法制定時の議論及び実態を踏まえ、改善すべき事項を検討した結果、平成17年3月に報告を取りまとめ、公表した。

この検討会報告によれば、「制度創設以降、全体としては、公正で民主的な行政の実現のための基盤としての情報公開法の仕組みが定着し機能しつつあるが、一部には、事案の処理に長期化を要しているもの等が見られる」として、施行後の問題点として、「事案処理の長期化」、すなわち、開示決定や審査会への諮問など事案処理の遅滞を特記した。そして、この事案処理の長期化の改善方策として、進行管理の徹底等により、開示決定等の期限の遵守を図るとともに、目標的な処理期間を設定し、また、長期間を要した事案については年1回公表する等を提言した。

そのほか、検討会報告は、主な改善措置等として、的確な開示・不開示の判断の確保、開示の方法や手数料の見直し、適正な行政文書管理の徹底などについての改善策を提示した。さらに、引き続き検討すべき課題として、「情報公開訴訟に係る裁判管轄の在り方」と「情報公開訴訟へのインカメラ審理手続の導入」を指摘した。

この検討会報告は、法施行後4年の時点における問題点及び法制定時以来の諸課題を、幅広くかつ詳細に検討したものであったが、その結論は、今後の検討課題とされ、実質的に先送りとされた上記を除けば、いずれも当面は法改正でなく、政令改正を含めた運用改善措置で対処しようとするにとどまるものであった。

(2) 政府の運用改善措置

検討会の報告を受けて、政府は、平成17年、逐次、以下の運用改善措置を実施した。

まず、4月28日、総務省から各府省あてに通知(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について」(総管第13号行政管理局長通知))が出された。これは、報告に盛り込まれた諸事項に

ついて職員にその趣旨の徹底を求めるもので、具体的には、対象文書の特定の徹底、請求の単位の考え方、本人開示の取扱い、事案の進行管理の徹底、不開示決定に際しての理由付記、開示の実施の方法（閲覧時のデジタルカメラ等の使用）、公益裁量開示の場合等における手数料の減免、苦情・意見等への対応、文書管理の徹底などを求めたものである。

さらに、同年8月3日には、運用の統一を図るため、各府省の担当で構成する「情報公開に関する連絡会議」において、(a)「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」及び(b)「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」の申合せが行われるとともに、(c)「懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について」が確認された。このうち、(a)は、職務遂行に係る公務員の氏名について、個人の権利侵害など特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にすることを内容とするものであり、また、(b)は、不服申立て事案の審査会への諮問及び答申後の裁決・決定に係る事務処理について、目標的な期限を定めることにより迅速化等を図ることや、特段の事情により長期間を要した事案の理由等の公表などを内容とするものである。そのほか、(c)は、「審議会等の整理合理化に関する基本計画」（平成11年4月27日閣議決定）を踏まえ、懇談会等行政運営上の会合の議事録等における発言者の氏名について、特段の理由がない限り、発言者が公務員であるか否かを問わず公開するというを確認したものである。

さらに、同年12月21日には、両情報公開法施行令等の改正が行われ、開示請求者のニーズを踏まえて、行政文書の開示の実施方法の追加（カラーコピーの交付。スキャナ読取データ等のDVD-Rやインターネットなどによる開示）と手数料の額の引下げ（インターネットによる開示請求を1件当たり220円から200円に。モノクロでコピー1枚につき20円を10円に。）が行われた（平成18年4月1日施行）。

4. 今後の課題

以上は、法施行後4年の時点における問題点及び法制定時以来の諸課題を、広範かつ詳細に検討したものであったが、なお、検討が不十分であったり、検討がなされなかった点、あるいは、その後新たに浮上した問題などもある。このような今日、なお問題であると考えられる情報公開法の主な課題としては、次の諸点が挙げられる。

- ・ 目的規定と「知る権利」
- ・ 個人に関する情報のうち「権利利益侵害情報」の解釈・適用
- ・ 公務員の個人情報（特に氏名）の開示
- ・ 国の安全に関する情報・公共安全に関する情報と立証責任
- ・ 部分開示の際の情報の単位
- ・ 存否応答拒否の運用
- ・ 事案処理の長期化
- ・ 商用利用と手数料のあり方
- ・ 手数料の公益減免
- ・ 審査会委員の人選
- ・ 行政不服審査法（改正）案と情報公開関係の不服審査への影響

- ・情報公開訴訟と特定管轄裁判所（高裁支部所在地の地裁への拡大問題）
- ・情報公開訴訟とインカメラ審理
- ・文書管理のあり方（文書不存在、保存期間1年未満文書など）
- ・公文書管理法案の情報公開制度への影響
- ・国会及び裁判所の情報公開

これらの課題については、本稿の続編として、今後、逐次、論述していく予定である。

5. 「事案処理の長期化」の改善

4で列挙した諸課題のうち、まず、初めに、今回は、検討会報告で最大の問題として取り上げられ、これを受けて改善措置が講じられたにもかかわらず、なお改善が不十分であり、今日においても、大きな問題であると考えられる「事案処理の長期化」について取り上げることにする。

（1）検討会報告までの状況

開示請求があったときは、速やかに開示・不開示の決定が行われるべきであることは当然である。とはいえ、開示請求の対象である行政文書等の内容や量、開示・不開示の判断の難易性、判断に当たっての第三者意見聴取の要否等については様々であり、開示決定等を行うまでの期間を一律に定めることは困難である。このため、両情報公開法では、原則として開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行うこととし（両情報公開法とも第10条第1項）、事務処理上の困難等がある場合は、30日以内に限っての延長手続（同第2項）を定めている。

さらに、両情報公開法は、開示請求の対象となる行政文書等が著しく大量であり、これを処理するために通常の業務に著しい支障が生ずるおそれがある場合について、60日以内に「相当の部分」について開示決定等を行い、残りの部分については「相当の期間」内に開示決定等を行うことで足りる旨の特例規定（同第11条）を設けている。

検討会報告では、平成13年度から15年度までの行政機関情報公開法施行後3年間の状況を調査した結果、この第10条により行政機関の長が行った開示決定等の状況を見ると、30日以内に処理することとした事案及び第10条第2項による延長手続を採った事案のうち、期限までに開示決定等がされなかったものが261件（全体の0.15%）あった。また、第11条の特例規定を適用した事案のうち、特定の課室に対し同時期に適用事案が集中したことなどを理由として、60日以内に相当の部分について開示決定等ができなかったものが1,905件（第11条事案全体の36.3%）もあり、また、相当の期間を考慮して開示請求者に期限を通知したものの、業務の繁忙等その後の状況の変化により当初予想した以上に審査等に時間を要したなどとして、通知した期限までに開示決定等を行うことができなかったものが802件（通知事案の18.1%）あるなど、不適切な事例が見られた。

なお、この特例規定は、1件の開示請求に係る行政文書等が著しく大量の場合を想定しているが、現実には、1件の開示請求としては対象文書は少量であるものの特定の課室に多数の請求が同時期に集中する場合があります。第10条第2項の延長手続では対応できずに、

集中した案件全体について相当の期間延長することにより対応せざるを得なかったとされているものもある。

これらの状況に対して、検討会報告では、法に定められた開示決定等期限が遵守されるようにする必要があるとして、事案処理の進行管理の徹底、開示請求者の求めに応じた事案処理の進行状況・見通し等の連絡などの改善措置等が提案された。

さらに、不服申立ての関係でも、既に、検討会報告の時点で、事案処理の長期化が生じていた。開示決定等に不服がある者は、行政不服審査法に基づき不服申立てをすることができ、不服申立てを受けた行政機関等は、情報公開法第18条により審査会に諮問することとされている。そもそも、審査会を、裁決機関ではなく諮問機関とした制度の趣旨は、第三者的立場からの客観性・公正性を確保するとともに、簡易迅速な救済の実現を図ることを重視したためである。期間は法定されていないが、可能な限り迅速な処理を行うべきことは当然である。

にもかかわらず、施行後3年間に裁決・決定がなされた事案(1,893件)について、不服申立ての受付から裁決・決定までに1年以上の期間を要したものが741件(39.1%)もあった。なお、この数字には、平成16年3月末時点までに裁決・決定がなされていない事案は含まれていないので、裁決・決定までに1年以上の期間を要した事案の数は、実際には、更に多いものと推測される。

そもそも、不服申立ての受付から裁決・決定までの期間は、(a)不服申立てがされてから行政機関等が審査会に諮問するまでの期間、(b)審査会による調査審議の期間(諮問から答申まで)、(c)審査会の答申を受けてから行政機関等が裁決・決定を行うまでの期間に分けられる。このうち、(b)については、調査審議期間が1年を超えているものが70件(全体の4.6%)あり、600日を超えているものも4件あるものの、諮問から答申までの処理期間は3年間の平均で160.8日であることから、不服申立てから裁決・決定までの期間の長期化の原因の主たる要因ではなく、むしろ、調査審議のためある程度の期間を要することはやむを得ないと言える。問題は、主として(a)と(c)にある。

(a)については、平成15年度までの3年間に行政機関が審査会に諮問した事案(2,745件)のうち、不服申立てから諮問までの期間が6か月を超えているものが約4割も占めており、さらに、このうち1年を超えている極めて長期的なものが542件(諮問事案全体の19.7%)にも上っている。加えて、15年度末時点で審査会に諮問されていない不服申立て(335件)のうち、不服申立てから1年以上経過している事案が9件(未諮問事案の2.7%)あった。

このような状況に対して、検討会報告は、行政機関等による諮問の迅速化のために、諮問の際に必要な標準的書類等の周知・徹底、諮問までの事務処理(第三者への意見照会、原処分庁への事実確認等)の類型化と特段の事情がある場合を除いた目標的処理期間の設定、不服申立人の求めに応じて進行状況・見通しを連絡、長期間を要した事案の理由等を毎年公表、などの改善措置等を提案した。

(c)については、行政機関等は、審査会の答申を受けた後直ちに裁決・決定を行うべきであるが、2か月以上要した事案が、平成15年度末までに16件(答申件数全体の1.0%)

あり、このうち1年を超えるものも3件生じている（行政機関情報公開法関係）。なお、これらは、第三者への連絡に時間を要した、対象文書が大量、通常業務が繁忙などがその理由とされている。

これに対しても、検討会報告は、管理部門等による事案処理の進行管理の徹底、不服申立人の求めに応じて進行状況・見通しを連絡、長期間を要した事案の理由等を毎年公表、などの改善措置等を提案した。

（２）運用改善措置

この検討会報告を受けて、政府は、前述のように、事案処理の長期化に対する改善措置を講じた。すなわち、開示請求から開示決定等までの請求処理期間については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について」（平成17年4月28日総管第13号行政管理局長通知）の中で、また、不服申立ての受付から裁決・決定までの期間については、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（同年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）を、それぞれ講じた。

このうち、前者については、事案の進行管理の徹底として、官房等の管理部門等において、当該府省又は法人内のすべての事案について、事案ごとの処理の状況が把握できるような仕組みを整備するなどにより、的確な進行管理を徹底すること。特に、開示決定等や不服申立事案の審査会への諮問について、なお一層の事案処理の迅速化を図ること。また、行政手続法第9条の定めるところにより、行政機関及び独立行政法人等は、申請者の求めに応じ、審査の進行状況及び処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないとされていることを踏まえ、開示請求者からの求めがあった場合には、事案処理の進行状況と見通し等を連絡することを徹底するとされた。

また、後者については、以下のような措置を講ずることとされた。

〔諮問及び裁決・決定の迅速化〕各行政機関は、不服申立てがあった場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。また、各行政機関は、審査会から答申を受けた場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに裁決・決定する。原処分を妥当とする答申などにあっては、答申を受けてから裁決・決定するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも60日を超えないようにすることとする。

〔特段の事情により長期間を要した事案の公表〕特段の事情により、不服申立てがあった日から諮問するまでに90日を超えた事案、及び、答申を受けてから裁決・決定するまでに60日を超えた事案については、要した期間、その理由（特段の事情）等について、年1回、国民に分かりやすく公表することとする。

〔事案処理の進行状況等〕不服申立てを受けた行政機関は、不服申立人の求めに応じて、事案処理の進行状況と見通し等を回答するものとする。

(3) 運用改善後の状況

それでは、これらの運用改善措置を受けて、その後、状況の改善は見られたのか。あるいは、現在、この問題は解消されたのか。

総務省は、行政機関情報公開法第24条及び独法等情報公開法第25条に基づいて、毎年、両法の施行状況を公表しているが、直近の平成19年度の報告によれば、開示決定等の期限については、延長手続を採らなかったもののうち、期限までに開示決定等がなされなかったものが、行政機関情報公開法関係で51件(0.1%)、独法等情報公開法関係で5件(0.1%)あり、また、延長手続を採ったもののうち、期限までに開示決定等がなされなかったものは、行政機関情報公開法関係で36件(0.1%)、独法等情報公開法関係で3件(0.1%)あった(いずれも平成19年度の数字。以下、同じ。)。さらに、期限の特例規定を適用したもののうち、通知した期限までに開示決定等がなされなかったものは、行政機関情報公開法関係で208件(0.4%)、独法等情報公開法関係で2件(0.0%)あった。平成13年度～15年度の3年間の年平均の数字が、行政機関情報公開法関係で、それぞれ、25件(0.05%)、62件(1.05%)、267件(18.1%)であったことと比較すると、期限までに開示決定等がなされなかったものは、確かに、件数においても、比率においても、以前に比べればおおむね減少しており、一定の改善は見られると評価できる。とはいえ、30日以内という原則的期限までに開示決定等がなされなかった事案についてはむしろ増加しており、さらに、期限の特例規定を適用したもののうち、期限までに開示決定等がなされなかったものが、行政機関情報公開法関係で、いまだに208件も存在しているなど、問題はいまだ解消されたとはいえ到底言い難い状況である。なお、この208件のうち、大半を占めているのは外務省(199件)であり、かねてより、開示決定等の期限が遵守されなかった事案の大半を、同省の事案が占めている。これでは、説明責任に対する姿勢に疑問を感じざるを得ない。組織のマネジメントの在り方を含めて、今後、更なる改善が求められる。

次に、不服申立てから裁決・決定までの期間についての、改善状況を見てみることにする。同じく法施行状況報告の19年度版によれば、不服申立てから裁決・決定までの期間が1年を超えているものが、行政機関情報公開法で235件(25.6%)、独法等情報公開法で75件(38.3%)も存在する。このうち、特に、2年を超えているものすら、行政機関情報公開法で85件(9.3%)、独法等情報公開法で7件(3.6%)も存在している。この数字は、行政機関情報公開法についてみれば、件数においても、比率においても、むしろ、以前より悪化していると言える。

さらに、これらの期間を、前述の三つの期間(a)、(b)、(c)に分け、このうち、特に問題の多い、不服申立てから審査会に諮問するまでの期間(a)と審査会の答申から裁決・決定までの期間(c)について見てみることにする。まず、(a)については、30日を超えるものが、行政機関情報公開法で691件(88.5%)、独法等情報公開法で181件(86.6%)も存在しており、大半の事案が30日を超える状況になっている。このうち、特に、90日

を超えているものも、行政機関情報公開法で 167 件（21.4%）、独法等情報公開法で 59 件（28.2%）にも上っている。前述の改善措置で、この期間は、原則 30 日、特段の事情がない限り、遅くとも 90 日以内としたところであり、「特段の事情」事案が、かなり多く存在することが明らかになっている。個々の案件の「特段の事情」については、毎年の年次報告で公表されているが、これらが真に「特段の事情」と言えるのか、期間短縮の余地は全くないのかなどについて、更に、精査していく必要がある。ちなみに、この 90 日超事案の機関別内訳を見てみると、行政機関では、厚労省 44 件（26.3%）、資源エネルギー庁 36 件（21.6%）、国交省 33 件（20.0%）の 3 機関が特に多く、また、独法等では、都市再生機構が 40 件（67.8%）で突出している。これらの機関は、特に、今後、期間短縮への努力を一層傾注すべきである。

次に、(c)について見てみると、30 日を超えるものが、行政機関情報公開法で 234 件（33.5%）、独法等情報公開法で 73 件（46.8%）あり、独法等では半数近い事案が 30 日を超える状況になっている。このうち、特に、60 日を超えているものは、行政機関情報公開法で 88 件（12.6%）、独法等情報公開法で 11 件（7.1%）が、いまだに存在している。前述の改善措置で、この期間についても、原則 30 日、特段の事情がある場合を除いて、遅くとも 60 日以内としたところであり、やはり、「特段の事情」事案が、相当数存在することが明らかになっている。この 60 日超事案の機関別内訳を見てみると、行政機関では、資源エネルギー庁 20 件（22.7%）、法務省 16 件（18.2%）、警察庁 15 件（17.0%）の 3 機関が、また、独法等では、東京大学が 6 件（54.5%）と比較的に多い。これらの機関を含めて、今後、更なる期間短縮への努力が求められる。

（４）今後のあり方

以上のように、政府による改善措置の実施にもかかわらず、事案処理の遅れの状況は、いまだ解消されるに至っていない。特に、不服申立てから裁決・決定までの期間については、むしろ悪化している。

なお、総務省は、改善措置の一環として、処理に長期間を要した事案について、前述のように、毎年の年次報告の中で、その理由等を含めて個別具体的に公表しており、こうした努力は評価されてよい。しかしながら、最近の審査会の答申において、その付言で、行政機関等による諮問の遅れについて、度々指摘を受けている（例えば、平成 19 年度（行情）答申第 441 号など¹²）ことにも見られるように、事案処理の遅れは審査会からさえも苦情が呈されている状況にある。また、審査会委員の経験者からは、「諮問庁が諮問を行うまで長期間経過することだけではなく、審査会に係属後も諮問庁からの書面の提出が遅れることがしばしばあり、答申までに時間を要することがある。」との指摘や「情報は時間の経過とともに無価値になる場合が往々にしてあることを考えると、諮問庁には一層の配慮をしていただきたいと思う。」¹³といった批判もなされている。

このような事案処理の遅れの状況に対して、日本弁護士連合会（日弁連）も、平成 18 年 2 月 17 日にまとめた「情報公開法の改正に関する意見書（情報公開法の制度運営に関する検討会報告に対する意見）」の中で、次のように、手続遅延を防止するための法改正を

求めている。すなわち、「公開請求に対する決定の遅延、不服申立手続の遅延を防ぐために、(1) 法定の決定期限を徒過した場合には、非公開処分がなされたのみならず規定を新設すべきである。(2) 異議申立てから審査会への諮問までの期間を30日以内に義務づける規定を新設すべきである。(3) 情報公開法11条(著しく大量の文書に対する公開請求がなされた場合の開示決定等の期限の特例)の「相当の期間」を90日と規定すべきである。」としている。

開示請求処理や不服申立て処理に関する事務は、行政機関等にとって、決して付随的な事務ではない。民主主義の基盤としての情報公開や説明責任の意義を考えるならば、開示請求等に対しては、可能な限り速やかに対応することにより開示請求者(国民)の期待にこたえるべきであろう。今、行政機関等の意識や姿勢が問われているとすることができる。

政府による改善措置が執られたにもかかわらず、今後とも、現在のような、事案処理の遅れが目に見える状態が続くようであれば、この点について、情報公開法の更なる改正を検討することも必要となるだろう。

なお、現在、国会に行政不服審査法案が提出されているが(継続審査)、その内容は情報公開関係の不服審査にも大きな影響を与えるものである。これと事案処理期間の関係については、機会を改めて触れることにする。

¹ 正式名称は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」

² 民友連、平和・改革、自由、無所属の会が共同提出した「行政情報の公開に関する法律案」

³ 共産が提出した「情報公開法案」

⁴ 審議経過と審議の際の議論の詳細については、畠基晃『情報公開法の解説と国会論議』(青林書院1999年)を参照していただきたい。

⁵ 例えば、第143回国会衆議院内閣委員会議録第5号4頁(平10.10.13)(佐々木秀典議員の発言)同10頁(倉田栄喜議員の発言)、仙石由人・枝野幸男・築瀬進ほか「誌上鼎談 情報公開法改正案について」『自由と正義』(2008年7月号)(日本弁護士連合会)41頁(枝野幸男議員の発言)など。

⁶ 正式名称は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」

⁷ 正式名称は、それぞれ、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」と「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

⁸ 総務省が公表している毎年度の各情報公開法の施行状況調査の結果報告書に基づき計算した。以下の数字も同様。

⁹ 行政文書は行政機関情報公開法の、法人文書は独法等情報公開法の、それぞれ開示請求対象文書のことである。

¹⁰ 『情報公開法の制度運営に関する検討会報告』(平成17年3月)3頁

¹¹ 平成10年4月1日時点で、15.8%に過ぎなかった。

¹² その後も、平成20年度(行情)第92号、第107号、第230号、第289号などの各答申で同様の指摘がなされている。ちなみに、この平成19年度(行情)第441号答申では、異議申立てから約2年後に諮問が行われたことに対して、「本件異議申立てへの対応と並行して処理すべき多大な業務があったとしても、異議申立てから諮問までにこれほどの長期間を要したことを必ずしも正当化できるとは言えず、本件諮問は著しく遅きに失したものと云わざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立てに対し、迅速かつ的確な対応が行えるよう、事務処理体制の見直し等が望まれるところである。」としている。

¹³ いずれも(財)行政管理研究センター「第6回情報公開・個人情報保護審査会等委員交流フォーラム概要」『情報公開・個人情報保護』(2008年vol.31)9頁(吉岡睦子氏の発言)